## スーパー堤防が範囲内とする「30H」の根拠を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第108号 受理年月日 平成30年5月10日

付託年月日 平成30年6月22日

. . . . . . . . . .

陳 情 原 文 いま、国交省では、全国の中小河川の3割が氾濫、浸水対策に不足があるとして、2020年度までに3,700億円かけて自治体を支援する方向、と言われています。現在、大河川よりも、中小河川の整備が喫緊の課題なのです。

ところで、スーパー堤防(高規格堤防)は、天端から住宅地側に250~300 mの幅が必要とされています。いわゆる「30H」です。

実際に北小岩地区で江戸川区土木部が実施した住民意見交換会で、当時の「沿川まちづくり課長」は250~300mが対象地域になる、と説明していました。しかし、荒川右岸の平井7丁目、江戸川右岸の葛飾区柴又7丁目、江戸川左岸の市川3丁目の例を見ると、平井7丁目は100m程度で擁壁となり、柴又7丁目は堤防上に「寅さん記念館」なる施設があり、住宅地側は庭園です。市川3丁目は民間研究所の外壁が堤防に接し、それがスーパー堤防と称されています。同じように北小岩1丁目東部地区では「30H」どころか120mしかありません。これら4件を見る限り「30H」は虚構としか感じられません。

最近の新聞報道によれば、識者ですら「国以上に地方自治体には財源がなく、スーパー堤防まで手が回らない」「新しい工法がいくつも開発されている。今後、それらが導入されよう」などと報じています。

では、なぜ「30H」なのか。「30H」の根拠はどこにあるのか。そこに至る計算式はどんなものか。私たち住民に分かりやすく説明、提示していただきたい。これは地域住人の知る権利であり、さらに憲法が保障する生存権の問題でもあるからです。

つきましては、下記のとおり陳情します。

記

スーパー堤防「30H」の理由、根拠を求めます。